

2015年度目録委員会記録 No.10

第10回委員会

日時：2016年2月13日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山  
<事務局>磯部

[配布資料]

1. IFLA Names of Persons Japan 2010 (NDL 追記) (4 ページ-A4、津田委員)
2. 整合性のチェック作業表-出版 (4 ページ-A4、横山委員)
3. 整合性のチェック作業表 (タイトル) (6 ページ-A4、野美山委員)
4. 通則の下位規定の名称と順序 (改訂) (1 ページ-A4、古川委員)
5. 第3部 関連 第41章 関連総則 (2016.2 案) (2 ページ-A4、渡邊委員長)
6. 第IV部 関連 42章 資料に関する主要な関連 (8 ページ-A4、平田委員)
7. 第IV部 関連 43章 資料に関するその他の関連 (7 ページ-A4、平田委員)
8. 第IV部 D.0～.2 資料と個人・家族・団体との関連 (第9次案) (17 ページ-A4、古川委員)
9. 第IV部 D.3～.4 資料と行為主体との関連 (体現形、個別資料) (7 ページ-A4、木下委員)
10. 第III部セクション8 第46章 個人・家族・団体間の関連 (12 ページ-A4、村上委員)
11. 付録 K (2 ページ-A4、村上委員)
12. 序説・総説・属性総則に関するメモ (2016.2 版) (3 ページ-A4、渡邊委員長)
13. 新 NCR 序説 (2016.2 案) (11 ページ-A4、渡邊委員長)
14. 第I部 第0章 総説 (2016.2 案) (11 ページ-A4、渡邊委員長)
15. セクション1 第1章 属性総則 (2016.2 案) (27 ページ-A4、渡邊委員長)
16. 各規定の指摘 (2 ページ-A4、田代委員)
17. 2015年度第9回目録委員会記録 (案) (7 ページ-A4、田代委員)
18. 2015年度第8回目録委員会記録 (5 ページ-A4)

[報告事項ほか]

1. 今後の予定について
  - ・ 3月3日（木）書誌調整連絡会議に向け、メーリングリストで寄せられた目録委員会の意見を反映、またはコメント併記した新 NCR 条文素案（体現形の規定）を、NDL で準備中。次回の委員会で終了報告の予定。
2. IFLA Names of Persons Japan 2010 の改訂作業について
  - 資料1をもとに確認した。
  - ・ 3月12日（土）までに目録委員会で確認し、指摘等あればメーリングリスト上で検討する。目録委員会意見を反映させた版を、次の目録委員会に資料として NDL から提示する。3月中に IFLA へ回答できるように進める予定。

### 3. 2015年度第9回目録委員会記録（資料17）について確認した。

#### [検討事項]

#### 1. 注記について

資料2、3をもとに説明、検討を行い、作業方針を確認した。

- ・「タイトル」および「出版事項」の規定から、注記の記録に言及している条文をリストアップした。それらを「注記」の規定と比較検討し、修正方針を決定する。
- ・その他の各規定からも、注記の記録に言及している条文すべてを洗い出し、必要な規定の有無を確認する必要がある。今後もこの作業方法を継続することとする。

#### 2. 下位規定の名称と順序について

資料4をもとに説明、検討を行った。

- ・通則の下位規定は、以下の名称と順序とする。
  - 1 記録の目的（または構築の目的）
  - 2 記録の範囲
    - 2.1 種類（または構成）
  - 3 情報源
  - 4 記録の方法
  - 5 複製
  - 6 変化
- ・アクセス・ポイントの部では、「記録の目的」は「構築の目的」となる。
- ・「複製」と「変化」の順序を入れ替えるかどうか検討した。「変化」は時間に関わる規定であり、1~5と比べると特殊な規定である。一方「複製」は、出版形態の一種であり、付録のような位置付けで最後に置くことも考えられる。検討の結果、時間との関わりの有無という区分を優先して、複製→変化の順序のままとした。
- ・アクセス・ポイントの構築に関する諸章に「記録の範囲」に相当する「構築の範囲」を設けるかどうか検討した。また、現在は通則のもとに「機能」の規定だけがあるが、関連総則案（資料5）にならって「通則」の条項をなくし、「機能」を「構築の目的」としたうえで「構築の方法」を設けてはどうかという意見も出た。なお、構築の諸章はエレメントの組合せの規定なので、「情報源」の規定はない。検討の結果、ない規定を強引に作成することはせず、まずは現在のアクセス・ポイントの構築に関する諸章をもとに、上記1~6に沿った再構成をNDLで検討し、その結果を目録委員会へ提示することとした。

#### 3. 関連総則（#41）について

資料5をもとに説明、検討を行った。

- ・前回会議後の反映箇所を確認した。

#### 4. 資料に関する主要な関連（#42）について

資料6をもとに説明、検討を行った。

##### <著作から表現形への関連>

- ・例示にふさわしい表現形のIDについて、日本の例を引き続き探すこととする。

## 5. 資料に関するその他の関連 (#43) について

資料 7 をもとに説明、検討を行った。

### <構成>

- ・「関連指示子」「関連に関する説明」「部編の順序表示」「出典」「データ作成者の注記」はすべてエレメントであり、「記録の方法」の下位規定とするのは避けた方が良い。他章でこれまで通則の中にエレメントを置いた例はない。
- ・「関連指示子」の規定は、記録の手段の一つであるから通則の中にあっても良いとする意見も出た。しかし、エレメントであることをはっきりさせるため、この規定は通則の外に置くこととする。
- ・「関連指示子」「関連に関する説明」「部編の順序表示」「出典」「データ作成者の注記」の各規定は、「個別資料間の関連」の規定の後ろに続ける。ただし例示に関連指示子を含めて示すため、「関連指示子」については通則内にも設け、そこで簡略に説明することとする。
- ・<資料に関するその他の関連の種類>のように、適切な中間見出しを入れる。
- ・42～46章の構成をそろえるため、まず46章「個人・家族・団体の間の関連」を上記に沿って修正する。それを確認したうえで、残りの章の修正作業を進める。

### <その他>

- ・#43.1.1 記録の範囲の規定で、「関連する著作には次の種類がある。」に続いて a) から e) をあげているが、これをさらに下位の規定#43.1.1.1 とする。また、列挙した種類については「~の関連」などの表現に修正する。
- ・#43.0.4.3 「関連に関する説明」は、RDA の「*explanation of relationship*」の規定にあたる。他章で「注記」の語を充てているケースがあるが、「関連に関する説明」に統一する。また、「*cataloguer's note*」は「データ作成者の注記」に統一する。

## 6. 資料と個人・家族・団体との関連 (著作、表現形) (#44) について

資料 8 をもとに説明、検討を行った。

### <関連指示子>

- ・関連指示子は原則として職業ではなく、資料における役割を表す表現とする。*composer* は「作曲家」ではなく「作曲者」というように、できるだけ「~家」の表現を使用しない。ただし「建築家」など日常語となっている語は除く。
- ・*body* の訳語を「団体」、*institution* の訳語を「機関」に統一した。なお、第 8 章「団体」では、条文案中に「組織」「機関」「団体」の訳語が見られるが、これは現 NCR の用語を踏襲した結果である。しかし、「上位組織」と「上位団体」など用語の不統一が生じているため、今後用語を絞り込む必要がある。

### <例示の形式>

- ・関連指示子を前置した形を基本とする。また、例示のうちデータでない部分は改行して丸がっこで囲む。ただし、必ずしも関連のすべての章の例示の形を統一する必要はない。
- ・*editor* に関連し、RDA の次の二つの規定は、相互に矛盾すると思われる。6.27.1.4 では常に単独形のアクセス・ポイントを構築するよう規定する一方で、19.2.1.1 [作成者の記録の] 範囲では編者を作成者とみなす例外を認めている。これまで新 NCR では例外を認めておらず、これをどう取り扱うか検討した結果、現段階ではあえて例外を作らなくても良いと結論付けた。

### <その他>

- ・#44.0.4 「記録の方法」に、「関連先情報」と「関連指示子」のほか、「出典」と「データ

作成者の注記」も含めるか否か RDA を確認する。

- ・ 新 NCR が準拠する RDA の版について、NDL で作成している RDA 日本語訳は 2014 年 4 月バージョンに拠っている。しかし、新 NCR 条文案（体現形の規定）の検討では 2015 年 10 月の更新分までを反映させている。検討集会の前に全体案を公開する時には、RDA のどの時点の版に拠っているのか伝える必要がある。

#### 7. 資料と個人・家族・団体との関連（体現形、個別資料）（#44）について

資料 9 をもとに説明、検討を行った。

<関連指示子>

- ・ RDA にはない関連指示子を設けることは可能か、また和古書や漢籍など東洋の資料に必要なものを網羅できているか、検討する必要がある。今後の関係機関との調整において、必要なものを追加していくことを検討する。
- ・ RDA では publisher は関連指示子に含まれていない。publisher は出版に関する規定の要素の一つであるが、関連指示子として使用して良いのか、疑問がある。

#### 8. 個人・家族・団体間の関連（#46）について

資料 10、11 をもとに説明、検討を行った。

- ・ 「個人と個人・家族・団体との関連」は方向が逆である。関連先が「個人」であるので、「個人・家族・団体と個人との関連」というように、関連元から関連先への表現に修正する。「家族と個人・家族・団体との関連」、「団体と個人・家族・団体との関連」も同様。
- ・ 識別子を表す例示の形式について。1 行目に識別子、2 行目に識別子の説明、3 行目に関連元について記載する。2 行目と 3 行目はデータでない部分なので、それぞれ丸がっこで囲む。
- ・ 「識別子」と「典拠形アクセス・ポイント」にある「個人と個人の関連」の規定中の「複数の個人が一つの筆名を共有している場合は、この種の筆名を個人の名称として扱う。」は、より上位の規定に移す。

<関連指示子>

- ・ 「別名」と「本名」は対にはならない（例：中島梓と栗本薫）。この関連で使用する関連指示子は、必ずしも対で存在するわけではない。
- ・ 団体と団体間の関連の関連指示子にある「mergee」は「合併参加団体」とする。その意味は、第三の団体を形成するために別の団体と合併した団体である。

#### 9. 序説、総説、属性総則について

資料 12～15 をもとに説明、検討を行った。

<序説>

- ・ 現 NCR の序説中の「用語について」の扱いを検討した。現時点では取り上げるべき用語を確定しがたいので、いったん保留とする。

<総説>

- ・ 付録について、検討中のものを「A 補助的な入力規定」「B 語彙リスト（属性の記録）」「C 関連指示子」「D マッピング」「E データ事例」「F 用語解説」にカテゴリ化して列挙した。

<属性総則>

- ・ 全体にわたって構成の見直しを行った。また、必要な箇所に中間見出しを付けた。
- ・ 「記述」（description）については、RDA の定義「ある実体を記録・識別するデータの

集合」を引き継ぎ、体现形だけでなくすべての実体に用いることとした。

- 書誌データの基盤を体现形とすることを明記した。
- #1.9 情報源について、属性総則よりも体现形の通則#2.0.2 で規定する方が良いのではないかとの意見が提示された。そもそも#1.9 情報源の規定は、先行する体现形の条文案の検討にあたって必要な情報源の規定の内容を条文の形にしたものであり、新 NCR の全体構成においてどの位置に規定すべきかについては未検討である。今後の検討が必要であるが、情報源を属性総則から移す場合は、記述の基盤の規定もあわせて移すことになる。

次回以降の委員会の予定

3月19日（土）

4月16日（土）